

施設の愛称
コスモスプラザ(三和地域交流センター)、
いちょうプラザ(駅西地域交流センター)、
古河はなもも体育館(中央運動公園総合体
育館)、古河公方公園(古河総合公園)

☎総和庁舎 Tel.92-3111
📍古河庁舎 Tel.22-5111
☎三和庁舎 Tel.76-1511
🏠健康の駅 各課直通電話番号
🏠古河福祉の森会館 Tel.48-6881～3

インフルエンザ予防接種の一部助成

助成期間 10月1日(月)～平成31年1月31日(木) ※生活保護受給者は、全額免除になります(🏠健康
対象 市内在住で下表に該当する人 づくり課への免除券申請が必要)。

問 🏠健康づくり課Tel.48-6882

■小児インフルエンザ予防接種(助成額：1,000円/1回)



対象	助成回数	接種方法
生後6カ月以上～13歳未満の人	2回*	接種前に医療機関へ予約(確認)の上、指定医療機関に備え付けの予診票をご利用ください
13歳以上～高校3年生相当の年齢の人	1回	

※接種間隔が2週間以上空いている場合のみ。

■高齢者インフルエンザ予防接種(助成額：2,000円/1回)



対象	助成回数	接種方法
65歳以上の人	1回	接種前に医療機関へ予約(確認)の上、指定医療機関に備え付けの予診票をご利用ください
60歳～65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障害があって身体障害者手帳1級相当の人	1回	🏠健康づくり課への接種券申請が必要となります

乳がん検診3次募集

場所 友愛記念病院、茨城西南医療センター病院

対象 市内在住の30歳以上の女性

費用 2,400円(70歳以上・生活保護受給者は無料)

申込期限 10月17日(水) [多数抽選]

申込方法

【封書・はがき】「乳がん検診申し込み」と明記の上、①住所②氏名③生年月日④年齢⑤電話番号⑥ペースメーカーまたはチューブを入れているかの有無⑦希望の医療機関を記入し、🏠健康づくり課(〒306-0044新久田271-1)へ郵送

【電子申請】市ホームページまたはQRコードから申し込み

注意事項

・しこり等自覚症状がある人、豊胸術・乳房再建術を受けたことのある人、妊娠中・授乳中の人は受診できません

・医療機関に直接申し込みはできません

・検診日は病院から通知します

問 🏠健康づくり課Tel.48-6882

市内県立学校「いばらき教育月間」における学校公開

学校名	期日	内容等	問
古河第一高等学校(全日制)	11月4日(日)	学校概要説明、公開授業、部活動体験入部(要予約)	Tel.32-0434
古河第一高等学校(定時制)	11月9日(金)	入試説明会、公開授業、給食	
古河第二高等学校	11月3日(土・祝)	学校概要説明、施設・授業見学、部活動体験入部(要予約)	Tel.32-0444
古河第三高等学校	11月3日(土・祝)	学校概要説明(要予約)、公開授業	Tel.48-2755
総和工業高等学校	10月28日(日)	進路説明会、施設見学(要予約)	Tel.92-0660
	11月7日(水)・8日(木)	学校公開	
	11月17日(土)	学校概要説明、実習公開、公開授業、部活動体験入部(要予約)	
三和高等学校	11月3日(土・祝)	学校概要説明(要予約)、公開授業、豊かな心意見発表会	Tel.76-4959
古河中等教育学校	10月27日(土)	学校公開(要予約)、学校紹介VTR、公開授業、部活動見学	Tel.92-4551

※詳細は、各学校のホームページをご覧ください。また、予約や連絡は各所属学校(小・中学校)を通してください。

オストミー講習会
人工肛門・人口膀胱保有者のためのオストミー講習会を開催します。
日時 11月18日(日)10時～14時30分
場所 古河福祉の森会館
費用 千円(昼食代含む)
申込期限 11月11日(日)
申込・問 日本オストミー協会茨城県支部(担当：鈴木)
Tel.76・6511

自衛隊記念日観閲式に伴う飛行訓練

10月14日(日)、陸上自衛隊朝霞訓練場(朝霞市、新座市)で自衛隊記念日観閲式を実施することに伴い、9月下旬ごろから訓練および予行などを開始するため、航空機の飛行などにより大きな音などが生じることがあります。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
問 陸上自衛隊東部方面総監部
外連絡協力班
Tel.048・460・1711



10月の納税など

納期限および口座振替日は

10月31日(水)

市・県民税 第3期
国民健康保険税 第4期
介護保険料 第4期
後期高齢者医療保険料 第4期
保育料 10月分



元氣いばらき就職面接会
日時 10月25日(木)
13時20分～15時30分
場所 つくば市役所(つくば市研究学園1・1・1)
参加企業数 約25社(予定)
その他 履歴書は複数枚お持ちください
※雇用保険の求職活動実績になります。
問 いばらき就職支援センター県南センター
Tel.029・825・3410

65歳以上の公的年金受給者で市・県民税を納付している人へ～10月から公的年金特別徴収の税額が変わります～

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年の年金所得により市・県民税(住民税)が生じる人は、原則として公的年金特別徴収(年金所得に係る住民税の年金からの天引き)の対象となり、税額は6月に送付した納税通知書で確認できます。その徴収方法は次の2つに分けられます。

問 ④市民税課

■新たに年金特別徴収の対象となる場合

年金天引きの開始が10月のため、年税額の半分を6月・8月に普通徴収(納付書または口座引き落とし)で納付し、残り半分为10月・12月・2月の年金からの天引きで徴収します。

■前年度から引き続き年金特別徴収対象の場合

4月・6月・8月の徴収期間を仮徴収と言います。仮徴収の天引き額は、前年度に年金から徴収した金額の1/6相当です。

10月・12月・2月の徴収期間を本徴収と言い、年金額から仮徴収額を引き、年税額と同額になるよう残りの税額の1/3ずつを特別徴収します。

なお、年税額の減少などにより、今年度の税額を仮徴収で納付し終えた人は本徴収での徴収はありません。

平成30年度の年税額が6万円の場合

普通徴収	6月	1万5,000円
	8月	1万5,000円
年金特別徴収	10月	1万円
	12月	1万円
	2月	1万円

平成29年度の年税額6万円、

平成30年度の年税額が9万円の場合

年金特別徴収	仮徴収	4月	1万円
		6月	1万円
		8月	1万円
	本徴収	10月	2万円
		12月	2万円
		2月	2万円